

**ORIGINAL**

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項
主務官庁	通商産業省

輸出(許可・承認)申請書 TKO-M-92-203065

通商産業大臣又は 税関長殿

※許可又は承認番号	TKO-M-92-203065
※有効期限	DEC 3 1992

申請者

記名押印  
又は署名 青山学院大学助教授 井田昌元 申請年月日 平成4年9月2日  
住 所 神奈川県海老名市上今泉 5-1-ko 電話番号 0462-33-4004

次の輸出の 
 {  
 △ 許可を外国為替及び外国貿易管理法第48条第1項  
 △ 許可を輸出貿易管理令第1条第2項  
 △ 承認を輸出貿易管理令第2条第1項第 号(及び第 号)}
  の規定により申請します。

1. 取引の明細

- (1) 買主名 シンガポール日本AIセンター 住 所 15 Science Park Drive, #01-01/04  
 (2) 仕向地 SINGAPORE 經由地 DIRECT  
 (3) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第1 貨物番号	別表第2 貨物番号			単 価	総 額
1. EWS 4800/130LT	N4011-26	8-1		EA	1		FOB JAPAN ¥ 2,280,000
						(FOB US\$ 17,945.98)	
				計	1 EA		計 ¥ 2,280,000

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

2. 代金決済

- (1) 方 法 シンガポール日本AIセンターにおける技術移転のための無為替輸出  
 (2) 通 貨 \_\_\_\_\_

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出 {許可} 申請は、
 {  
 外国為替及び外国貿易管理法第48条第1項  
 輸出貿易管理令第1条第2項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第 号(及び第 号)  
 輸出貿易管理令第 条第 項  
 輸出貿易管理令第1条第4項
 }
  の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可する。 承認する。

次の条件を付して許可する

条 件

本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後三か月以内に消耗品を除き本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は機械情報産業局総務課通商室に報告すること。  
 (報告期限 平成 4 年 12 月 20 日まで)

本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後三か月以内に消耗品を除き本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は関東通商産業局商工部輸出課に報告すること。  
 (報告期限 1992 年 12 月 末日まで)

大蔵大臣の同意

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_ 通商産業大臣代理


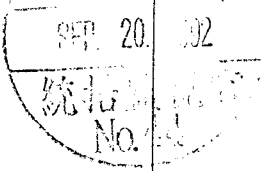
通商産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 SEP 3 1992  
 資 格 通商産業省機械情報産業局総務課通商室長

記名押印 角 田 昌 一

(裏面)

※通関

税関申告番号	商品名	船積数量	送状金額	積出港	通関月日	税関記名押印
<del>0101010101</del>	  輸入確認					

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。  
(2) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。  
(3) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。  
(4) 用紙の大きさは、A列4番とします。  
(5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。  
(6) 貨物の輸出について許可及び承認（輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合を除く。）の両方が必要な場合にも、輸出許可申請書及び輸出承認申請書を別々に提出する必要はありません。

平成 4 年 8 月 3 1 日

通商産業大臣 殿

## 誓約書

青山学院大学情報科学研究センター  
助教授 井田 昌之  
大学所在地：東京都渋谷区渋谷 4-4-25  
本人住所：神奈川県海老名市  
上今泉 5-1-40

今般、シンガポール日本 AI センター（シンガポール）にて行なう国際協力事業団の技術移転（添付の国協（鉱開）第 8-5579 号）に対して用います輸出貿易管理令別表第 1 該当貨物は、別紙の通りであり、また、モデル名、型番、数量、金額も相違ないことを誓約いたします。

vspace1cm

使用目的終了後、当該貨物は速やかに本邦へ積み戻すことを遵守します。

平成 4 年 8 月 3 1 日

通商産業大臣 殿

## 無為替輸出理由書

青山学院大学情報科学研究センター  
助教授 井田 昌之  
大学所在地：東京都渋谷区渋谷 4-4-25  
本人住所：神奈川県海老名市  
上今泉 5-1-40

別紙申請書に記載した物件（NEC EWS ラップトップ型 WS）を 9 月 13 日より 20 日まで、シンガポールへ携行致したく存じます。添付の文書（国協（鉦開）第 8-5579 号）に基づき国際協力事業団（JICA）の短期技術協力専門家として、シンガポール政府よりの要請に基づき、現地に対して技術移転指導を行ないますが、それを遂行する上で不可欠なものです。

以上

2070  
記号理由

平成 4 年 10 月 6 日

関東通商産業局輸出課御中

住 所 神奈川県海老名市上今泉 5-1-40

会社名 青山学院大学

申請者 井田昌之

### 輸出許可条件履行報告

下記の輸出許可に関し、その附帯条件を実行完了致しましたので、ここに別紙添付書類のとおり報告します。

#### 記

- (1) 輸出許可番号 TKO-M-92-203065
- (2) 申請年月日 平成 4 年 9 月 2 日
- (3) 品 名 EWS 4800/130LT
- (4) 数 量 1 EA
- (5) 附 帯 条 件
1. この貨物船積後 3 月以内に仕向国政府の発給する通関証明書 (Delivery Verification) を関東通商産業局輸出課に提出しなければならない。
  2. 当該貨物は無償修理終了後速やかに本邦に積み戻し、積み戻した旨の報告書を関東通商産業局輸出課に提出すること。
  - ③ 本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後 3 月以内に消耗品を除き本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は関東通商産業局輸出課に報告すること。
  4. その他
- (6) DV の場合における船積月日 \_\_\_\_\_

**ORIGINAL**

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項
主務官庁	通商産業省

輸出（許可・承認）申請書 TKO-M-92-203065

通商産業大臣又は 税関長殿

※許可又は承認番号	PRO-M-92-79112
※有効期限	DEC 3 1992

申請者

記名押印又は署名 青山学院大学助教授 井田昌之 申請年月日 平成4年9月2日  
住 所 神奈川県海老名市上今泉 5-1-40 電話番号 0462-33-4004

次の輸出の {  
△ 許可を外国為替及び外国貿易管理法第48条第1項  
△ 許可を輸出貿易管理令第1条第2項  
△ 承認を輸出貿易管理令第2条第1項第 号 (及び第 号)} の規定により申請します。

1. 取引の明細

- (1) 買主名 シンガポール日本AIセンター 住 所 75 Science Park Drive, #01-01/04  
(2) 仕向地 SINGAPORE 經由地 DIRECT  
(3) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第1 貨物番号	別表第2 貨物番号			単 価	総 額
1. EWS 4800/130LT	N4011-26	8-1		EA	1		FOB JAPAN ¥ 2,280,000
						(FOB US\$ 17,945.88)	
				計	1 EA		計 ¥ 2,280,000

(ただし、数量及び総額が % 増加することがある。)

2. 代金決済

- (1) 方 法 シンガポール日本AIセンターにおける技術移転のための無条件輸出  
(2) 通 貨 \_\_\_\_\_

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出 {許可} 申請は、 {  
外国為替及び外国貿易管理法第48条第1項  
輸出貿易管理令第1条第2項  
輸出貿易管理令第2条第1項第 号 (及び第 号)  
輸出貿易管理令第 条第 項  
輸出貿易管理令第1条第4項} の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可する。 承認する。

次の条件を付して許可する

条 件

本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後 3 月以内に消耗品を陸揚本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は機械情報産業局総務課通商室に報告すること。  
(報告期限 平成 4 年 12 月 31 日まで)

本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後 3 月以内に消耗品を除き本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は関東通商産業局商工部輸出課に報告すること。  
(報告期限 1992 年 12 月 末日まで)

大蔵大臣の同意

通商産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_  
資 格 \_\_\_\_\_  
記名押印 \_\_\_\_\_

SEP 3 1992  
通商産業大臣代理  
格 通商産業省機械情報産業局総務課通商室長  
記 角 田 昌 之  
関東通商産業局 商工部輸出課長  
輸出局届出済 (全貿易用紙連盟) 印刷

青山学院大学  
井田昌之 殿

平成4年9月1日

日本電気株式会社  
C&C 第二官庁システム事業部  
第四営業部長 一杉宏一



情報処理機器価格証明書

下記の機器の価格が、相違ないことを証明いたします。

記

機器名	型名	標準価格(税別)
基本装置 (EWS4800/130LT)	N4011-26	¥ 2,280,000.-

以上

様式 2

平成 年 月 日

通商産業省機械情報産業局  
総務課通商室長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

担当者名  
電話番号

輸 出 許 可 承 認 条 件 履 行 報 告 書 (完了・一部履行)

下記の輸出許可承認に関して、別添の書類のとおり、付された条件を履行しましたので、報告いたします。

記

1 輸出許可承認番号

2 輸出許可承認年月日

3 貨物の質管令の項番 別 1 別 2

4 数 量

5 付 された 条 件 (該当する条件の記号に○を付けて下さい。)

a 貨物の船積後3か月以内に仕向国政府が発給する通関証明書(Delivery Verification)を機械情報産業局総務課通商室に提出すること。

船積年月日 (

b 貨物は修理終了後速やかに本邦に積み戻し、積み戻した旨の報告書を機械情報産業局総務課通商室に提出すること。

c 輸出された貨物は、使用目的達成後3月以内に消耗品を除き、本邦に積み戻し、積み戻した旨の報告書を機械情報産業局総務課通商室に提出すること。

報告期限 (

d 修理のため輸出した後、当該修理品又は代替品を輸入したときは速やかに、その旨の報告書を機械情報産業局総務課通商室に提出すること。

e その他 (

6 備考

